

資

料

令和7年2月定例会日程

28日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
2. 20	木	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
21	金	休 会	(議 案 調 査)	
22	土		(閉 庁 日)	
23	日		(閉 庁 日) 天皇誕生日	
24	月		(閉 庁 日) 振替休日	
25	火		(議 案 調 査)	代表質問通告締切 12:00
26	水			一般質問通告締切 12:00
27	木	本会議	代 表 質 問	
28	金			
3. 1	土	休 会	(閉 庁 日)	
2	日			
3	月	本会議	一 般 質 問	請願締切 16:00
4	火			議員発議案締切 (会派提出) 17:00
5	水		一 般 質 問 議 案 に 対 す る 質 疑 討 論、採 決 (人事案件) 議 案・請 願 委 員 会 付 託	議会運営委員会 9:30
6	木	休 会	常 任 委 員 会 (補 正)	
7	金		(閉 庁 日)	
8	土			
9	日			
10	月	本会議	常任委員長審査結果報告(補正) 質疑、討論、採決	議会運営委員会 9:30
11	火	休 会	常 任 委 員 会 (当 初)	
12	水			
13	木			
14	金		(閉 庁 日)	議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
15	土			
16	日		特 別 委 員 会	議会運営委員会 (特別委員会終了後)
17	月			
18	火		(議 事 整 理)	
19	水	本会議	常任委員長審査結果報告(当初) 質疑、討論、採決 特別委員長調査結果報告 閉会	議会運営委員会 9:30

宮崎県議会議長 濱砂 守 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議 案 の 送 付 に つ い て

令和7年2月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第1号	令和7年度宮崎県一般会計予算
議案第2号	令和7年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算
議案第3号	令和7年度宮崎県公債管理特別会計予算
議案第4号	令和7年度宮崎県国民健康保険特別会計予算
議案第5号	令和7年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
議案第6号	令和7年度宮崎県山林基本財産特別会計予算
議案第7号	令和7年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算
議案第8号	令和7年度宮崎県林業改善資金特別会計予算
議案第9号	令和7年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
議案第10号	令和7年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算
議案第11号	令和7年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算
議案第12号	令和7年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算
議案第13号	令和7年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算
議案第14号	令和7年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算
議案第15号	令和7年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算
議案第16号	令和7年度宮崎県育英資金特別会計予算
議案第17号	令和7年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算
議案第18号	令和7年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算
議案第19号	令和7年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算
議案第20号	令和7年度宮崎県立病院事業会計予算
議案第21号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
議案第22号	宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例
議案第23号	国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例
議案第24号	河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例
議案第25号	海岸法に基づく占用料等徴収条例の一部を改正する条例
議案第26号	宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例
議案第27号	都市公園条例の一部を改正する条例
議案第28号	宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
議案第29号	教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
議案第30号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第31号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
議案第32号	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
議案第33号	知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例
議案第34号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例
議案第35号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例
議案第36号	宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
議案第37号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
議案第38号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議案第39号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
議案第40号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
議案第41号	宮崎県医師修学資金貸与条例及び宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の一部を改正する条例
議案第42号	宮崎県ふぐ取扱条例の一部を改正する条例
議案第43号	宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例
議案第44号	宮崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例
議案第45号	みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例
議案第46号	宮崎県公害紛争処理条例の一部を改正する条例
議案第47号	宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例の一部を改正する条例
議案第48号	押売等防止条例等の一部を改正する条例
議案第49号	宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例
議案第50号	包括外部監査契約の締結について
議案第51号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について
議案第52号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について
議案第53号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について
議案第54号	みやざき子ども・子育て応援プランの変更及び宮崎県子どもの貧困対策推進計画の廃止について
議案第55号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第56号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第57号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第58号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第59号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第60号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第61号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第62号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第63号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第64号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第65号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第66号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第67号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第68号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第69号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第70号	令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第9号）
議案第71号	令和6年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）
議案第72号	令和6年度宮崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）

議案第73号	令和6年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第74号	令和6年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）
議案第75号	令和6年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）
議案第76号	令和6年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第2号）
議案第77号	令和6年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）
議案第78号	令和6年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
議案第79号	令和6年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第3号）
議案第80号	令和6年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第2号）
議案第81号	令和6年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
議案第82号	令和6年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第2号）
議案第83号	令和6年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
議案第84号	令和6年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算（第1号）
議案第85号	令和6年度宮崎県育英資金特別会計補正予算（第2号）
議案第86号	令和6年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第2号）
議案第87号	令和6年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第2号）
議案第88号	宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
議案第89号	アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例
議案第90号	特定目的基金の終期を設定することに伴う関係条例の整備に関する条例
議案第91号	宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
議案第92号	建築基準法施行条例の一部を改正する条例
議案第93号	工事請負契約の締結について
議案第94号	工事請負契約の締結について
議案第95号	工事請負契約の締結について
議案第96号	工事請負契約の変更について
議案第97号	工事請負契約の変更について
議案第98号	工事請負契約の変更について
議案第99号	工事請負契約の変更について
議案第100号	工事請負契約の変更について
議案第101号	工事請負契約の変更について
議案第102号	財産の取得について
議案第103号	訴えの提起について
議案第104号	損害賠償額の決定について
議案第105号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について
議案第106号	一ツ葉有料道路の事業変更に係る同意について

（文書取扱 財政課）

2 1 5 - 1 3 1 4

令和7年3月10日

宮崎県議会議長 濱砂 守 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議 案 の 送 付 に つ い て

令和7年2月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第107号 副知事の選任の同意について

議案第108号 教育長の任命の同意について

(文書取扱 財政課)

令和7年2月定例会

代 表 質 問 時 間 割

2月27日（木）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自 由 民 主 党	外山 衛	10:00～12:00	休憩
2	自 由 民 主 党	山下 寿	13:00～15:00	

2月28日（金）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
3	公 明 党	今村 光雄	10:00～11:20	休憩
4	県民連合立憲	永山 敏郎	13:00～14:20	

一般質問時間割

3月3日（月）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	県民連合立憲	山内佳菜子	10:00～11:00	
2	県民連合立憲	松本 哲也	11:00～12:00	休憩
3	自由民主党	山下 博三	13:00～14:00	
4	自由民主党	後藤 哲朗	14:00～15:00	

3月4日（火）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	公 明 党	坂本 康郎	10:00～11:00	
6	自由民主党	内田 理佐	11:00～12:00	休憩
7	自由民主党	本田 利弘	13:00～14:00	
8	自由民主党	渡辺 正剛	14:00～15:00	

3月5日（水）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
9	無所属の会チームひむか	図師 博規	10:00～11:00	
10	自由民主党	齊藤 了介	11:00～12:00	休憩
11	自由民主党	日高 博之	13:00～14:00	

議案 委員会審査結果表

〔議 案〕（令和6年度補正予算関係）

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第70号	令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第9号）	可決	可決	可決	可決	可決
第71号	令和6年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）	可決				
第72号	令和6年度宮崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）	可決				
第73号	令和6年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）		可決			
第74号	令和6年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）		可決			
第75号	令和6年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）				可決	
第76号	令和6年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第2号）				可決	
第77号	令和6年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）				可決	
第78号	令和6年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）			可決		
第79号	令和6年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第3号）			可決		
第80号	令和6年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第2号）			可決		
第81号	令和6年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）				可決	
第82号	令和6年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第2号）			可決		
第83号	令和6年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）			可決		
第84号	令和6年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算（第1号）					可決
第85号	令和6年度宮崎県育英資金特別会計補正予算（第2号）					可決
第86号	令和6年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第2号）					可決
第87号	令和6年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第2号）		可決			
第88号	宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	可決				
第89号	アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第90号	特定目的基金の終期を設定することに伴う関係条例の整備に関する条例	可決	可決		可決	可決

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第 9 1 号	宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第 9 2 号	建築基準法施行条例の一部を改正する条例			可決		
第 9 3 号	工事請負契約の締結について			可決		
第 9 4 号	工事請負契約の締結について			可決		
第 9 5 号	工事請負契約の締結について				可決	
第 9 6 号	工事請負契約の変更について			可決		
第 9 7 号	工事請負契約の変更について			可決		
第 9 8 号	工事請負契約の変更について			可決		
第 9 9 号	工事請負契約の変更について			可決		
第 1 0 0 号	工事請負契約の変更について	可決				
第 1 0 1 号	工事請負契約の変更について					可決
第 1 0 2 号	財産の取得について	可決				
第 1 0 3 号	訴えの提起について		可決			
第 1 0 4 号	損害賠償額の決定について			可決		
第 1 0 5 号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第 1 0 6 号	一ツ葉有料道路の事業変更に係る同意について			可決		

議案・請願 委員会審査結果表

〔議 案〕（令和7年度当初予算関係）

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	令和7年度宮崎県一般会計予算	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	令和7年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	可決				
第3号	令和7年度宮崎県公債管理特別会計予算	可決				
第4号	令和7年度宮崎県国民健康保険特別会計予算		可決			
第5号	令和7年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算		可決			
第6号	令和7年度宮崎県山林基本財産特別会計予算				可決	
第7号	令和7年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算				可決	
第8号	令和7年度宮崎県林業改善資金特別会計予算				可決	
第9号	令和7年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計 予算			可決		
第10号	令和7年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション 施設特別会計予算			可決		
第11号	令和7年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算			可決		
第12号	令和7年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算				可決	
第13号	令和7年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算			可決		
第14号	令和7年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算			可決		
第15号	令和7年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算					可決
第16号	令和7年度宮崎県育英資金特別会計予算					可決
第17号	令和7年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算					可決
第18号	令和7年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算					可決
第19号	令和7年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算					可決
第20号	令和7年度宮崎県立病院事業会計予算		可決			
第21号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	可決	可決	可決	可決	
第22号	宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例				可決	
第23号	国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する 条例			可決		
第24号	河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する 条例			可決		
第25号	海岸法に基づく占用料等徴収条例の一部を改正する条例			可決		

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第 2 6 号	宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例			可決		
第 2 7 号	都市公園条例の一部を改正する条例			可決		
第 2 8 号	宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第 2 9 号	教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例					可決
第 3 0 号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例					可決
第 3 1 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	可決				
第 3 2 号	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例					可決
第 3 3 号	知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	可決				
第 3 4 号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例	可決	可決	可決	可決	
第 3 5 号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例					可決
第 3 6 号	宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第 3 7 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	可決				
第 3 8 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第 3 9 号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第 4 0 号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決			可決	
第 4 1 号	宮崎県医師修学資金貸与条例及び宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の一部を改正する条例		可決			
第 4 2 号	宮崎県ふぐ取扱条例の一部を改正する条例		可決			
第 4 3 号	宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第 4 4 号	宮崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例		可決			
第 4 5 号	みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例				可決	
第 4 6 号	宮崎県公害紛争処理条例の一部を改正する条例				可決	
第 4 7 号	宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例の一部を改正する条例		可決			
第 4 8 号	押売等防止条例等の一部を改正する条例					可決
第 4 9 号	宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例	可決				
第 5 0 号	包括外部監査契約の締結について	可決				

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第51号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第52号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第53号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について			可決		
第54号	みやざき子ども・子育て応援プランの変更及び宮崎県子どもの貧困対策推進計画の廃止について		可決			

〔請 願〕

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第11号	医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置についての請願		継続			
第13号	女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の日本政府への提出についての請願	不採択				
第14号	地方の訪問介護の基本報酬の見直し等を求める請願		採択			

閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和7年2月定例会

委 員 会 名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	総合政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	請願第11号 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置についての請願 福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議 案 議 決 件 名 一 覽 表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	令和7年度宮崎県一般会計予算	3月19日・可 決
〃 第2号	令和7年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	〃
〃 第3号	令和7年度宮崎県公債管理特別会計予算	〃
〃 第4号	令和7年度宮崎県国民健康保険特別会計予算	〃
〃 第5号	令和7年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	〃
〃 第6号	令和7年度宮崎県山林基本財産特別会計予算	〃
〃 第7号	令和7年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算	〃
〃 第8号	令和7年度宮崎県林業改善資金特別会計予算	〃
〃 第9号	令和7年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	〃
〃 第10号	令和7年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算	〃
〃 第11号	令和7年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算	〃
〃 第12号	令和7年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算	〃
〃 第13号	令和7年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算	〃
〃 第14号	令和7年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算	〃
〃 第15号	令和7年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算	〃
〃 第16号	令和7年度宮崎県育英資金特別会計予算	〃
〃 第17号	令和7年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算	〃
〃 第18号	令和7年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算	〃
〃 第19号	令和7年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算	〃
〃 第20号	令和7年度宮崎県立病院事業会計予算	〃
〃 第21号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第22号	宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例	〃
〃 第23号	国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例	〃
〃 第24号	河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第25号	海岸法に基づく占用料等徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第26号	宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第27号	都市公園条例の一部を改正する条例	3月19日・可 決
〃 第28号	宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第29号	教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第30号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第31号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第32号	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第33号	知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第34号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第35号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第36号	宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第37号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	〃
〃 第38号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第39号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第40号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第41号	宮崎県医師修学資金貸与条例及び宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の一部を改正する条例	〃
〃 第42号	宮崎県ふぐ取扱条例の一部を改正する条例	〃
〃 第43号	宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第44号	宮崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例	3月19日・可 決
〃 第45号	みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第46号	宮崎県公害紛争処理条例の一部を改正する条例	〃
〃 第47号	宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例の一部を改正する条例	〃
〃 第48号	押売等防止条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第49号	宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例	〃
〃 第50号	包括外部監査契約の締結について	〃
〃 第51号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第52号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第53号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第54号	みやざき子ども・子育て応援プランの変更及び宮崎県子どもの貧困対策推進計画の廃止について	〃
〃 第55号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	3月5日・同 意
〃 第56号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第57号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第58号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第59号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第60号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第61号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第62号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第63号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第64号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第65号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第66号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第67号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第68号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第69号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第70号	令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第9号）	3月10日・可 決

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第71号	令和6年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算(第1号)	3月10日・可 決
〃 第72号	令和6年度宮崎県公債管理特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第73号	令和6年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第74号	令和6年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第75号	令和6年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第76号	令和6年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第2号)	〃
〃 第77号	令和6年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第78号	令和6年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第79号	令和6年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第3号)	〃
〃 第80号	令和6年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第2号)	〃
〃 第81号	令和6年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第82号	令和6年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第2号)	〃
〃 第83号	令和6年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)	〃
〃 第84号	令和6年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第85号	令和6年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第2号)	〃
〃 第86号	令和6年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第2号)	〃
〃 第87号	令和6年度宮崎県立病院事業会計補正予算(第2号)	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第88号	宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	3月10日・可 決
〃 第89号	アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第90号	特定目的基金の終期を設定することに伴う関係条例の整備に関する条例	〃
〃 第91号	宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第92号	建築基準法施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第93号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第94号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第95号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第96号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第97号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第98号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第99号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第100号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第101号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第102号	財産の取得について	〃
〃 第103号	訴えの提起について	〃
〃 第104号	損害賠償額の決定について	〃
〃 第105号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第106号	一ツ葉有料道路の事業変更に係る同意について	〃
〃 第107号	副知事の選任の同意について	3月19日・同 意
〃 第108号	教育長の任命の同意について	〃
議員発議案 第1号	宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	3月19日・可 決
〃 第2号	宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則	〃
〃 第3号	訪問介護の基本報酬の見直し等を求める意見書	〃

議 員 発 議 案 等

議員発議案第 1 号

宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 4 年宮崎県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第 2 条 [略] 2・3 [略] 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第 3 章まで及び第 6 章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号。以下「情報公開条例」という。）第 2 条に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。 5～9 [略] 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。 11～13 [略] （利用及び提供の制限） 第12条 [略]	(定義) 第 2 条 [略] 2・3 [略] 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第 3 章まで及び第 6 章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号。第 20条において「情報公開条例」という。）第 2 条に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。 5～9 [略] 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第12条第 5 項において「番号法」という。）第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報をいう。 11～13 [略] （利用及び提供の制限） 第12条 [略]

2～4 [略]

- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]		
第38条第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
[略]		

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

- 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が

2～4 [略]

- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]		
第38条第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
[略]		

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

- 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が

定める事項を記載した帳簿（以下「<u>個人情報ファイル簿</u>」という。）を作成し、公表しなければならない。 (1)～(9) [略] 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1) 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。） イ～キ [略] (2)・(3) [略] 3 [略] (開示請求権) 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「<u>代理人</u>」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「<u>開示請求</u>」という。）をすることができる。 (訂正請求権)	定める事項を記載した帳簿（第3項において「<u>個人情報ファイル簿</u>」という。）を作成し、公表しなければならない。 (1)～(9) [略] 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1) 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。） イ～キ [略] (2)・(3) [略] 3 [略] (開示請求権) 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「<u>代理人</u>」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「<u>開示請求</u>」という。）をすることができる。 (訂正請求権)
--	--

第31条 [略]	第31条 [略]
2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。	2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
3 [略]	3 [略]
(訂正請求の手続)	(訂正請求の手続)
第32条 [略]	第32条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。	3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
(利用停止請求権)	(利用停止請求権)
第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報 ^が 次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。	第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報 ^が 次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。	2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3	〔略〕	3	〔略〕
	(利用停止請求の手續)		(利用停止請求の手續)
第39条	〔略〕	第39条	〔略〕
2	〔略〕	2	〔略〕
3	議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。	3	議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
	(適用除外)		(適用除外)
第47条	保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、 <u>第4章</u> （第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。	第47条	保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、 <u>前章</u> （第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。
	(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)		(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)
第48条	議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。	第48条	議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に <u>資する情報の提供</u> その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。
第53条	職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事して	第53条	職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事して

いた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報而自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	いた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報而自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条第10項の改正規定（「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。）及び第12条第5項の改正規定（同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める部分に限る。） 令和7年4月1日
 - (2) 第53条から第55条までの改正規定 令和7年6月1日
- 2 前項第2号の規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

議員発議案第 2 号

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則

宮崎県議会会議規則（平成10年宮崎県議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(出席又は欠席の届出) 第 2 条 [略] 2 議員が公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 3 [略] (指定者以外の退場) 第96条 法第 115条第 1 項ただし書の規定による秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。	(出席又は欠席の届出) 第 2 条 [略] 2 議員が公務、疾病、出産（配偶者の出産を含む。）<u>、育児、介護、看護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u> 3 [略] (指定者以外の退場) 第96条 法第 115条第 1 項ただし書の規定による秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を<u>議場及び傍聴席の外に退去させなければならない。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訪問介護の基本報酬の見直し等を求める意見書

先般、令和6年度の介護報酬改定において、訪問介護の基本報酬は引下げとなった。厚生労働省は、引下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げているが、ヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型事業所や都市部の大規模事業所が利益率の平均値を引き上げているものであり、地方の実態とはかけ離れている。

また、当該改定において、介護職員の処遇改善加算はプラス0.98%を措置し、加算率の引上げが行われているものの、令和5年度の厚生労働省の調査によると、36%を超える訪問介護事業所が赤字であり、昨今の物価高騰に鑑みれば、一層経営が困難になることは避けられず、他産業への人材の流出を加速させかねない。

本県においては、全26市町村のうち、既に1村に訪問介護事業所がなく、4町村に各1か所しかない状況であるが、今回の介護報酬の改定により、訪問介護の空白地域がさらに増えることが危惧される。

訪問介護は、身体介護や生活援助など、生活全般にわたる援助を行うものであり、介護が必要な独居高齢者はもとより、在宅介護をしている家族にとっても日常生活を営む上で欠かせないサービスであるにもかかわらず、このままでは、地域において訪問介護サービスを受けることが困難になることも懸念される。

よって、国においては、訪問介護をはじめ、地方の介護事業者の安定的な経営と人材の確保を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 物価高騰の影響等を考慮するなど、訪問介護の基本報酬をはじめ、早急に介護報酬全体の引上げの改定や財政支援を行うこと
- 2 地方の条件不利地域等における事業所の実態を十分に踏まえ、小規模事業所加算の要件を大幅に緩和するなど、持続可能な経営ができるよう支援を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年3月19日

宮崎県議会

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	関口昌一	殿
内閣総理大臣	石破茂	殿
総務大臣	村上誠一郎	殿
財務大臣	加藤勝信	殿
厚生労働大臣	福岡資麿	殿
内閣官房長官	林芳正	殿

請 願 一 覽 表

総 括 表

委 員 会	請 願		計	備 考
	新 規	継 続		
総 務 政 策	1	—	1	
厚 生	1	1	2	
商 工 建 設	—	—	—	
環 境 農 林 水 産	—	—	—	
文 教 警 察 企 業	—	—	—	
計	2	1	3	

新 規 請 願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第 1 3 号	受理年月日	令和 7 年 3 月 3 日
請願の件名	女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の日本政府への提出についての請願 〔請願項目〕 国会及び政府に「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」を国に提出すること 〔請願理由〕 女性差別撤廃条約は、国連で1979年に採択され、女性があらゆる分野でいかなる形態の差別も受けない権利と平等の権利を保障しています。法律や制度、規範の中にある差別はもちろん、社会の慣習や慣行における性差別をもなくして事実上の平等実現を求める内容で、現在締約国は189、日本は1985年に批准しています。 選択議定書は、この条約の実効性を強化するために1999年、改めて採択されたもので、「個人通報制度」と「調査制度」の2つの手続きを規定しています。「個人通報制度」によって条約で保障された権利を侵害された個人が、国内の救済手続きを尽くしても救済されない場合に国連女性差別撤廃委員会に申し立てができるようになりました。現在、115ヶ国が批准していますが、日本はまだ批准しておらず、日本の女性の権利、ジェンダー平等を国際基準に引き上げるためにも、選択議定書の批准は急務です。 男女平等度を示す「ジェンダーギャップ指数」で日本は、146ヶ国中118位と世界最低のレベルです。 選択議定書の早期批准を求める意見書は349地方議会（2024年10月）で採択されています。 女性差別撤廃委員会における審議では、2003年、2009年、2016年、2024年とも日本政府に選択議定書を批准するよう繰り返し求めています。第5次男女共同参画基本計画は、「女子差別撤廃条約を積極的に遵守し」「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としています。政府がこの計画にのっとり、すみやかに選択議定書を批准するよう要望します。		

紹介議員	前屋敷 恵美
------	--------

新 規 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第 1 4 号	受理年月日	令和 7 年 3 月 3 日
請願の件名	地方の訪問介護の基本報酬の見直し等を求める請願 (要旨) 地方の訪問介護の基本報酬の見直し等を求める請願 (理由) 「訪問介護事業所がなくなれば、住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ないし、入所費用の支払いが高くて心配」。 2024年4月、3年に1度の介護報酬改定で、訪問介護の基本報酬が引下げられたことで、全国的に不安の声が広がっています。 厚生労働省は、引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げています。しかし、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げている影響が大きく、とりわけ宮崎県のような地方の実態とはかけ離れています。 実際に全国的な調査では、訪問介護事業所の4割近くが赤字です(22年度決算で36.7%)。とくに高齢者宅を一軒一軒まわる地方の中小の訪問介護事業所は、利益を得ることが難しくなっており、2019～23年度の5年間で全国8648か所廃止され、107市町村が事業所ゼロ、残り1事業所が272市町村となっています。なお、2024年介護事業者全体の倒産や休廃業・解散は過去最多の784社でしたが、そのうち7割近く(67.5%)の529社が訪問介護事業所でした。 宮崎県内においては、すでに諸塚村と西米良村には訪問介護事業所がなく、また椎葉村、日之影町、都農町には1か所しか訪問介護事業所がない状況です。 今回の介護報酬改定を受け、アンケート調査(2024年10～12月に実施した県内424事業所を対象)を行ったところ、事業所閉鎖を検討している事業所が数多くあり、訪問介護の空白地域がさらに増えることが危惧されることがわかりました。 また、今回の介護報酬改定では、介護職員の処遇改善加算分とし		

	で0.98%を措置し、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップに確実につながるように加算率の引き上げが行われました。しかし、既に加算を受けている事業所は今回の基本報酬引下げにより減収となっており、基本報酬の引き下げ部分をカバーできない事業所が出てくることは避けられません。 加えて訪問介護事業は人手不足が深刻で、ヘルパーの有効求人倍率は2022年度に15.5倍と過去最高となる異常な高水準となっており、人材の確保がますます困難になると考えられます。 訪問介護は住み慣れた地域の中でくらし続けたい方々や、要介護者のみならず、その家族の生活を支える上で欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず、「介護崩壊」を招きかねません。今後も求められる訪問介護サービスを提供できるよう様々な対応が急務です。 以上の趣旨から、下記要請事項につき、地方自治法第99条に基づき、国と関係する省庁に対する意見書の提出を決議していただくようお願いいたします。 (要請事項) 1 物価高騰の影響等を考慮するなど、訪問介護の基本報酬をはじめ、早急に介護報酬全体の引き上げの改定や財政支援を行うこと 2 地方の条件不利地域等における事業所の実態を十分に踏まえ、小規模事業所加算の要件を大幅に緩和するなど、持続可能な経営ができるよう支援を行うこと
紹介議員	山口 俊樹 本田 利弘

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第 1 1 号	受理年月日	令和 6 年 1 1 月 2 9 日
請願の件名	医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置についての請願 (要旨) 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置についての請願 (理由) 厚生労働省による医療経済実態調査では赤字法人は約 25%を占めます。医療法人の施設数約 4 万件のうち 1 万件が赤字経営ですが、実態は数字以上に厳しく、資金不足のため、借入金返済に追われ、病院建て替えなどの設備投資は計画にすら手がついていない厳しい状態です。 帝国データバンク 2023 年度動向調査によると、医療機関（病院・診療所・歯科医院）の倒産は 55 件で過去最多となり、休廃業・解散が急増しています。休廃業・解散は、倒産件数の 12.9 倍となる 709 件が確認され過去最多を更新し 10 年前と比較して 2.3 倍に増えています。 このままでは、日本の地域医療の存続が危ぶまれます。医療機関の事業と経営の危機は、必要に応じて医療を受ける国民の権利の危機でもあります。厚生労働大臣、財務大臣の折衝で、本体改定率 0.88%と決定された 2024 年度診療報酬改定が施行されました。この厳しい改定は、医療経営の実態、昨今の物価高騰に見合わないものです。特に中小の民間病院、診療所にとって非常に厳しい内容になっています。 本来、診療報酬は、地域の医療ニーズに応え適切な医療を提供し、職員にも世間並みの賃金を払い、健全な経営維持が可能なものであるべきです。しかし 2024 年度診療報酬改定は、医療機関の願いに応えるものとは遠くかけ離れたものとなりました。多くの医療機関から「今の状況が続けば、日本の医療と福祉は早晚持たなくなる」との悲痛な声があがっています。このままでは、次期改定までの間に病院がなくなってしまう地域がでてくるかもしれません。地域医療の崩壊を防ぎ、医療機関の事業と経営維持のために、以下要請し、		

	実施を強く求めるものです。 また、新型コロナウイルス感染症が５類に移行しましたが、依然として感染対策の強化は必要な状況であり、経営負担となっています。地域医療または医療従事者を守るために、県に対して財政支援を求めるものです。 (要請事項) 1. 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置を行うように、国に対して意見書を提出すること。 2. 国による診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置がない場合は、地方自治体として、医療機関の事業と経営維持のための補助金等の財政支援措置を行うこと。 3. 医療従事者に対して、新型コロナウイルス抗原検査キットの配布を行い、新型コロナウイルスワクチン接種について、補助金等の財政支援措置を行うこと。
紹介議員	渡辺 正剛 前屋敷 恵美 永山 敏郎 図師 博規

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
2 月 20 日	木	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（山下 寿議員、永山敏郎議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第 1 号～第106号上程 知事提案理由説明
2 月 21 日	金	休 会	（議案調査）
2 月 22 日	土		（閉庁日）
2 月 23 日	日		（閉庁日）天皇誕生日
2 月 24 日	月		（閉庁日）振替休日
2 月 25 日	火		（議案調査）
2 月 26 日	水		
2 月 27 日	木	本 会 議	代表質問（宮崎県議会自由民主党・外山 衛議員、 宮崎県議会自由民主党・山下 寿議員）
2 月 28 日	金		代表質問（公明党宮崎県議団・今村光雄議員、 県民連合立憲・永山敏郎議員）
3 月 1 日	土	休 会	（閉庁日）
3 月 2 日	日		
3 月 3 日	月	本 会 議	一般質問（山内佳菜子議員、松本哲也議員、山下博三議員、 後藤哲朗議員）
3 月 4 日	火		一般質問（坂本康郎議員、内田理佐議員、本田利弘議員、 渡辺正剛議員）
3 月 5 日	水		一般質問（図師博規議員、齊藤了介議員、日高博之議員） 議案に対する質疑（前屋敷恵美議員） 採決（議案第55号～第69号）（同意） 議案・請願委員会付託
3 月 6 日	木		休 会
3 月 7 日	金		
3 月 8 日	土		
3 月 9 日	日		
3 月 10 日	月	本 会 議	常任委員長審査結果報告（補正） 採決（議案第70号～第106号）（可決） 議案第107号及び第108号追加上程 知事提案理由説明

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
3 月11日	火	休 会	常任委員会（当初）
3 月12日	水		
3 月13日	木		
3 月14日	金		
3 月15日	土		（閉庁日）
3 月16日	日		
3 月17日	月		特別委員会（当初）
3 月18日	火		（議事整理）
3 月19日	水		常任委員長審査結果報告（当初） 討論（請願第11号継続に反対）（永山敏郎議員） 討論（議案第1号、第4号、第21号～第29号、第34号～第36号に反対、請願第11号継続に反対、第13号不採択に反対）（前屋敷恵美議員） 討論（請願第13号不採択に反対）（山内佳菜子議員） 採決（議案第1号、第4号、第21号～第29号、第34号～第36号）（可決） 採決（議案第2号、第3号、第5号～第20号、第30号～第33号、第37号～第54号）（可決） 採決（請願第13号）（不採択） 採決（請願第14号）（採択） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申出のとおり） 採決（議案第107号、第108号）（同意） 特別委員長調査結果報告 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第3号追加上程、採決（可決） 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 濱 砂 守

宮 崎 県 議 会 副 議 長 野 崎 幸 士

宮 崎 県 議 会 議 員 山 下 寿

宮 崎 県 議 会 議 員 永 山 敏 郎